

# 事務所だより 1月

2022(R4)



Vo.142

## I 改正育児介護休業法の施行に向けて

来年4月より施行される改正育児介護休業法に向けて、準備は進んでいますか？育児介護休業規定の見直しや制度利用に関する社内書式の整備はもちろん必要となりますが、これ以外にも必要な準備についてご紹介します。

### ◆労使協定の締結・会社制度周知に関する資料作成

今回の改正により、現在は雇用期間によって育児休業の取得対象外となっているパートタイマー等も雇用期間に関係なく育児休業の取得が可能となります。しかし、労使協定を締結した場合は雇用期間が1年未満の労働者は対象外となりますので、取得対象とするか否かを労使協定の締結を行い、決定する必要があります。また、改正法施行後は、労働者本人またはその配偶者から妊娠・出産等の申出があった場合、個別に制度の周知と育児休業取得に関する意向確認を行うことが事業主の義務になります。周知は、規程を渡すだけでは不十分で、育児休業の申出先や育児休業給付、休業期間中の社会保険料の取扱いに関する情報の提供も必要です。資料が既に用意されている場合は、所定の要件を満たしているかのチェックを行い、新たに作成する場合は、会社がどのような制度を設けているのか、明文化されていないもの見落としはなかなど、確認して作成する必要があります。厚生労働省より今回の改正に対応した規定例や書式例が示されています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

## II 社会人の学び直しに関するプログラム・施策等

社会人の「学び直し」に関する調査によると、7割以上のビジネスパーソンが「今後働いていくうえで『学び直し』が必要である」と回答したものの、現在「学び直し」に取り組んでいるのは約4割にとどまっていることがわかりました。国が、社会人の資格取得やスキルアップ・学び直しを支援するためのプログラム・施策を設けていますので、そのいくつかをご紹介します。

### ◆学び直しに関するプログラム・施策等

①ポータルサイト「マナパス」 (<https://manapass.jp/>) - 社会人の学び直しに役立つ講座や支援制度に関する情報を総合的に発信。②公共職業訓練-離職者だけでなく、在職者向けの職業訓練コースも実施。③教育訓練給付制度-労働者が費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、その教育訓練講座の費用の一部を支給する制度。④放送大学-テレビ等を通して、誰でも学ぶことができる。人文・自然・社会のすべての分野が網羅的に含まれており、学部・大学院を合わせて約340科目開設。⑤職業実践力育成プログラム-大学等のプログラムの受講を通じ、キャリアに必要な知識や能力を身につけることが可能。社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムが文部科学大臣により認定されている。



## 連載コラムNo. 14

### 産前産後休業中、育児休業中の社会保険

「役員」と「従業員」、産前産後休業や育児休業を取得する際の両者の社会保険に関する注意点についてご紹介します。産前産後休業中の健康保険料、厚生年金保険料に関しては「産前産後休業取得者申出書」を年金事務所に提出することにより、役員・従業員共に免除となります。また、出産手当金の受給も「出産手当金支給申請書」を協会けんぽ（健保組合）に提出することで受給できます。雇用保険料に関しては役員はそもそも雇用保険対象外ですし、従業員は給与が発生していないため、発生しません。これは育児休業中も同様となります。次に育児休業中の健康保険料、厚生年金保険料の免除に関してです。役員は免除にはならないものの、従業員は「育児休業等取得者申出書」を年金事務所へ提出することで免除となります。育児休業中に給付される育児休業給付金においては雇用保険から支給されますので、役員には支給されないものの、従業員は「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」と「雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書」の両方をハローワークに提出することで受給できます。上記の提出書類は全て会社から各所へ提出する必要があります。



桜事務所LINE公式アカウント

お友達登録して

スタンプ送ってください!!

トークお気軽になんでもお問い合わせください

